特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....

(水産振興課) ...

域県民局長への委任等に関する規程

公

告

関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程...

創新

造産

課業

示

青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金の交付に

訓

令

目

次

人事委員会規則一四

一 (委託地方公共団体の職員に係る

人事委員会

の公表....

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更

(水産振興課)

:

Ħ.

同......

県営土地改良事業計画の決定....

毒物劇物取扱者試験の施行...... 般競争入札..... 総務事務センター セキュリティ 強化機器等賃貸借に係る一

入

事

課

:

껃

ものとする。

(農村整備課) ... (医療薬務課) ...

껃

同

\_ ::

껃

(

公安委員会

風俗営業の営業時間の延長ができる日等.....

(保

安

課

:

ハ

管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則...

(職

員

課

:

-

平成一 第四千百六十四号

(金曜日) 二十八年 二十八年

青森県訓令甲第十九号

青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県

Ξ 庁

八

地 域 県

民

局 般

平成二十八年六月二十四日

民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地 青森県知事 Ξ 村

申

吾

第一条 この規程は、青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助金の交付に関す る事務の三八地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定める

第二条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百五十三条の規定により、三 する事務を処理する権限を委任する。 の交付に関する規則 (昭和四十五年三月青森県規則第十号) 及び同要綱の施行に関 金交付要綱 (平成二十八年五月十一日制定) に基づく補助金に係る青森県補助金等 八地域県民局長に、平成二十八年度青森県三八地域産学出会い創出実証事業費補助 (事務の委任)

(委任事務の指示)

第三条 三八地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異 例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理 しなければならない。

(委任事務の専決)

第四条 三八地域県民局地域連携部長は、第二条の規定により三八地域県民局長に委

訓

地域県民局長の決裁を受けなければならない。2.前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、三八任された事務を専決する。

ばならない。
項及び比較的重要な事項については、その概要を三八地域県民局長に報告しなけれる。第一項の規定により専決した事項のうち、三八地域県民局長から指示を受けた事

(委任事務の代決)

の事務を代決する。ときはあらかじめ三八地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がそときはあらかじめ三八地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がそ長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在の第五条(前条第一項の規定による専決事項については、三八地域県民局の地域連携部

ては、この限りでない。ただし、急施を要するもので三八地域県民局地域連携部長の承認を得たものについたず頃については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。2重要又は異例に属する事項及び三八地域県民局地域連携部長があらかじめ指示し

ものについては、この限りでない。 ない。 ただし、軽易なもの及びあらかじめ三八地域県民局地域連携部長の指示した3.第一項の規定により代決した事項については、速やかに後閲を受けなければなら

附目

青

この訓令は、公表の日から施行する。

示\_

青森県告示第四百四十四号

の規定により公示する。要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百八条第二項の規定により次

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 三 村 申

吾

むつ市大畑町上野三五 西手 貴之	むつ市大畑町正津川六五川口順一	八戸市大字鮫町字安川目二二の三中村(義一	八戸市大字金浜字下山二九の二四	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の五七	三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五〇	発起人の住所及び氏名 (名称)
	同組合の地区 大畑町区域 大畑町区域	地質	、 八戸市南浜 八戸市南浜 八戸市南浜区域	総 の サ 区	階上区域 路上区域 地震協同	区域
てあはつ	り 行う 漁業 で未満の漁船によ 総トン数十トン	なわ漁業なわ漁業はえい。		なわ漁業なわ漁業をおって、主としまって、主としままた。		区分

### 公

告

総務事務センター セキュリティ 強化機器等賃貸借に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

-----次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入

総務事務センターセキュリティ強化機器等札説明書のとおりとする。

式

二 賃貸借期間

平成二十八年九月一日から平成三十三年八月三十一日まで (ただし、この契約に

県 青 金曜日

> 係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除 することがある。

Ξ 納入期限及び設置場所 入札説明書による。

兀 入札に参加する者に必要な資格

- い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 2 資格)の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号 (物品等の競争入札 A等級に格付けされた者であること。 並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、 参加資格) の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号 (物品等の競争 入札参加資格) の一の規定により、物品の製造の請負、買入れ及び借入れの契約 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号 (物品等の競争入札参加
- 入札日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- れていることを証明した者であること。 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備さ

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 より、審査を受けなければならない いて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) に 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することにつ
- 提出部数 — 部

2

- 3 提出期限等
- 要な場合には、 月六日午後五時までに青森県総務部人事課長に提出しなければならず、また、 申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、 入札に参加しようとする者は、申請書に関係資料を添えて、平成二十八年七 当該申請書の内容の変更等に応じなければならない 必
- ないものとする。 ○の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ
- 4 ○の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知
- 提出場所

青森市長島一丁目一の

青森県総務部人事課管理・旅費グループ

〇 七 七三四 九一〇八

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

六

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部人事課管理・旅費グループ

〇 七 七三四 九一〇八

入札及び開札の場所及び日時

七

場 所 青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎西棟七階A会議室

日時 平成二十八年七月二十日 午前十時

2

その他 郵送又は電送による入札は、認めない

入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二

号の規定により免除する。

八札説明書による。

九

契約保証金に関する事項

+ 落札者の決定方法

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者 を落札者とする。 賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

 $\pm$ その他

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、 無効とする。

3

入札書の記載方法

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当

七か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち

契約金額

4

から平成三十二年度の各年度の契約金額は、 た額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とす して得た額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、 落札価格をもって平成二十八年度の契約金額とする。 とし、平成三十三年度の契約金額は落札価格に五を乗じた額を七で除して得 落札価格に十二を乗じた額を七で除 ただし、平成二十九年度 その端数を切り捨てた

毒物劇物取扱者試験の施行

法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第四号) 第八条の規定により公告する。 平成二十八年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、 毒物及び劇物取締

平成二十八年六月二十四日

県

報

青森県知事 Ξ 村 申 吾

試験の期日及び場所(筆記試験、実地試験共に)

1

青

森

平成二十八年九月八日 (木)

2

青森市大字浜館字間瀬五八の

青森県立保健大学

受験願書受付期間

ものは、 曜日を除く)。 受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。 による場合は、書類が完備されているものに限り、七月三十一日までの消印のある 平成二十八年七月二十五日 (月) から同月三十一日 有効とする。 (木) まで (土曜日及び日 ただし、 郵送

受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

兀 その他

グループで交付する。 受験願書用紙は、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導

試験について不明な点は、 青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ(電話

〇 七 七三四 九二八九) に問い合わせること。

県営土地改良事業計画の決定

五項の規定により公告し、 放し堰地区の県営土地改良事業 (農業基盤整備促進事業) 計画を定めたので、同条第 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、新 次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

\_ 縦覧の期間

平成二十八年六月二十七日から同年七月二十五日まで

Ξ 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

神2期地区の県営土地改良事業 (中山間地域総合整備事業 (農業用用排水施設整備) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、白

に供する。 (農道整備) ) 計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 縦覧の期間

平成二十八年六月二十七日から同年七月二十五日まで

西目屋村役場

Ξ

縦覧の場所

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

条第五項の規定により公表する。 三月十六日公表)の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同 項の規定により、 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成八年法律第七十七号) 第四条第七 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成二十八年

平成二十八年六月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

# 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

# 얦1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 461億円で全国第9位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成 て発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域におい 25年現在において9千8百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地とし て水産業は中核的な産業となっている 本県の水産業は、平成25年において、生産量が17万トンで全国第6位、生産額が
- を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要 このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展
- る陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾であ
- 今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、 ―方で、本県海域の海洋生物資源については、―部で低水準、減少傾向にある。

地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- るようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産 加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られ の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増 物の生産を更に安定的で特続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲 可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々
- 生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。 導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指
- 切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資 水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強 該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター 源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当 **行を図ることとする。** また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適
- 引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととす 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、
- 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見

~1

を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする

1 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、次表のとおりである。

月	平成27年4月~平成28年3月	するめいか
月	平成27年7月~平成28年6月	まさば及びごまさば
井	平成27年1月~12月	まいわし
	平成27年1月~12月	せんぎょう
月	平成27年4月~平成28年3月	すけとうだら
知事管理量	管理の対象となる期間	第1種特定 海洋生物資源

- (注)数量を明示していない場合及び「若十」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。
- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年~25年(するめいかについては平成21年~23年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2)「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、 資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲 努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程 度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、次表のとおりである。

#::::::::::::::::::::::::::::::::::::::		
若 干	平成28年4月~平成29年3月	するめいか
搭 干	平成28年7月~平成29年6月	まさば及びごまさば
若干	平成28年1月~12月	まいわし
若干	平成28年1月~12月	まあじ
若干	平成28年4月~平成29年3月	すけとうだら
知事管理量	管理の対象となる期間	第1種特定 海洋生物資源
1		

- (注)数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。
- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年~25年(するめいかについては平成24年~平成26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注)漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2)「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの

資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

얦3

# 【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする

#### まるり

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

### (まいわし)

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

# 【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

## 【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成28年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量

並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

さめがれい	第2 海洋4
	第2種特定 海洋生物資源
小型機船底びき 網漁業 (うち手繰 第 1 種漁業)	採捕の種類
青森県下北郡東通村 尻屋埼灯台中心点と 平成28年5月1日 小型機船底びさ 北海道函館市恵山岬から平成28年6月 網漁業(うち手繰灯台中心点を結んだ30日まで 第1種漁業) 繰以東の青森県地先 30日まで	海域
平成28年5月1日 から平成28年6月 30日まで	期間
∞ ∞ ∞	漁獲努力量 (隻日)

(注)小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267 号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取

締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に 関する事項

平成28年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並

びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

の種類 海域 期間 帯域 カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
世界で、一大大

(注)機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種 類のものをいう。

部6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

## 【さめがれい】

管理措置の着実な実施を推進する, 太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源

また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする

# 第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 査・研究の充実強化を更に進めることとする。 況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状
- 12 り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取

## 事 委 員

る規則) の一部を改正する規則をここに公布する。 人事委員会規則 四四 | (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定め

# 平成二十八年六月二十四日

## 青森県人事委員会委員長 寺 尾

進

定める規則) の一部を改正する規則 人事委員会規則一四 | (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を

る規則)の一部を次のように改正する。 人事委員会規則一四 | (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定め

別表第一青森市の項中

	セ水産を指導	センター	農業指導	を を を を を を に り の し の り し り し り り り り り り り り り り り り
	所長		所長	所 長
٥	_	7	٤	
	+	77K	+	曲

	- 
センター	セ業振興
所 長	所長
<u> </u>	

改め、 「(勤務条件」を「(秘書) を「教育部長、学校教育推進監、 同表弘前市の項中「秘書、 人事、 事務管理、人事」 課長」に、 勤務条件、 職員団体」 を「秘書、 ΙĆ 人事、 「教育部長、課長、 法規、 事務管理」

改め、		-
同表八戸市の	所環 境 事 業	
項中	所 長	所長
_	- *	Ē _

保育所 所長 に

保育所

所長

清掃事務

所長、

管理

清掃事務

所長、

管理

務下 所水道事 所 プリーダー リーダー、プーグループリグループ 所長、 課長 を 所 プリーダー リーグルー ダー、プ ľĆ

法規、 の項中 書 に改め、 務管理、 係長、管財係長、秘書係長」に改め、「、管財課管理係長」を削り、同表五所川原市 策調整係長、 事、庁舎管理」を「庁舎管理、 人事管理係長、秘書係長、管財課管理係長」を「 (法規、 「副館長」 予算担当)」を「事務管理、 人事、秘書、 (人事担当)」の下に「、主幹 (人事担当)」を加え、 「診療所」を「医科診療所」に改め、 予算担当)、文書法規係長、 同表むつ市の項中「事務管理、 を「館長」 財政係長、 庁舎管理担当)、政策調整課推進係長、財政係長、文書法規係長、 に改め、 行革推進係長」 人事」に、「文書係長」を「主幹 (予算担当) 、文書 同表黒石市の項中「、政策連携推進監」を削り、 秘書、 人事管理係長、 ľ 予算担当)、主査(人事、 予算」を「事務管理、 同表三沢市の項中「 (事務管理、予算、 「給食センター」を「学校給食センター」 秘書係長、 人事、秘書、庁舎管理、 秘書、 管財課管理係長、 予算担当)」に改 予算」 に 乙 秘 事 政

保育所		5 Fig	<b>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>
所長		F.	斤 長
		記	果長
-	ŧ	Ē _	,
_			
	5 F	<b>分</b> 于	
	F.	斤 長	
	記長	果	
_			

に

こにんにく振興室長」を削り、 同表五戸町の項中「院長」を「院長、院長代理」に改め、 課総括主幹 (人事担当) 、財政課総括主幹 (予算担当) 」に、「教育次長、 予算担当)、企画政策課副指導監 (事務管理担当)」を加え、同表六ケ所村の項中 秘書係長、 課長補佐 育次長」を削り、同表平内町の項中「予算担当) 」の下に「、総務課副指導監 (人事) 理事、 を 同表つがる市の項中「課長補佐 (人事、 「課長」に改め、同表三戸町の項中「副院長」を「副院長、医療局長」に改め、 課長、財政課総括課長補佐、総務課課長補佐 (人事担当) 」を「課長、 (法規、 政策調整係長」に、 人事」 ľ 「政策調整係長、 「契約用度係長」を「財産管理係長」に改め、 同表南部町の項中 法規」 秘書係長、 を「副参事 (庁舎管理担当)、 同表田子町の項中「、 人事係長」を「人事係長 課長、室 たっ 教

保育園	保 健 護 老 人
保育園長	務施 長 長、 事
ŧ	Ē

保 健 護 老 人 事務長

に

二十条第一項」 改め、 黒石地区清掃施設組合の項中「、 処理施設所長」を 「課長、 同表弘前地区環境整備事務組合の項中「事務局次長、 総括主幹 を「第二十六条第一項」に改める。 「総務課長」 (職員団体担当)」に改め、 に改め、 し尿処理施設場長」 同表下北地域広域行政事務組合の項中「課長」 マ はまゆり学園長」 を削り、 し尿処理施設所長、 同表備考第七号中「第 を削り、

を

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

#### 公 安 委 員

青森県公安委員会告示第七十四号

十二月青森県条例第四十四号)第四条第二項第三号の規定により、 る日及び地域を次のとおり定めるので、 青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 同条第三項の規定により告示する。 公安委員会が定め (昭和五十九年

平成二十八年六月二十四日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森春まつりの行われる日の翌日	弘前さくらまつりの行われる日の翌日	三戸春まつりの行われる日の翌日	公安委員会が定める日
青森市	弘前市	三戸町	定める地域公安委員会が

八戸市	八戸えんぶりの行われる日の翌日
弘前市	弘前城雪灯籠まつりの行われる日の翌日
弘前市	弘前城菊と紅葉まつりの行われる日の翌日
十和田市	十和田市秋まつりの行われる日の翌日
野辺地町	のへじ祇園まつりの行われる日の翌日
三沢市	三沢まつりの行われる日の翌日
五所川原市	五所川原立佞武多の行われる日の翌日
青森市	青森ねぶた祭の行われる日の翌日
弘前市	弘前ねぷたまつりの行われる日の翌日
八戸市	の翌日 八戸三社大祭 (前夜祭及び後夜祭を含む。) の行われる日
三沢市	三沢七夕祭りの行われる日の翌日
八戸市	八戸七夕まつり (前夜祭を含む。) の行われる日の翌日
五所川原市	奥津軽虫と火まつりの行われる日の翌日
五所川原市	金木桜まつりの行われる日の翌日

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)